

国税庁行政文書管理規則（平成 23 年国税庁訓令第 1 号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年●月●日

国税庁長官 奥 達雄

国税庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令

国税庁行政文書管理規則（平成 23 年国税庁訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 紙

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後					改 正 前				
国税庁行政文書管理規則 目次 （略） 第 1 章～第 11 章 （略） 別表第 1 行政文書の保存期間基準					国税庁行政文書管理規則 目次 （同左） 第 1 章～第 11 章 （同左） 別表第 1 行政文書の保存期間基準				
事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（令別表の該当項）	保存期間	具体例	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（令別表の該当項）	保存期間	具体例
法律の制定又は改廃及びその経緯					法律の制定又は改廃及びその経緯				
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) （略）			1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) （同左）		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20 年 ・官報 ・公布裁可書（御署名原本）			(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20 年 ・官報の <u>写し</u> ・公布裁可書（御署名原本）
		(7) （略）					(7) （同左）		
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5) （略）			2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5) （同左）		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）	20 年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型			(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）	20 年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型

別 紙

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後						改 正 前					
				化し、重 要性がな いものに ついては 30 年)					化し、重 要性がな いものに ついては 30 年)		
3	政令の制 定又は改 廃及びそ の経緯	(1)～(5) (略)				3	政令の制 定又は改 廃及びそ の経緯	(1)～(5) (同左)			
		(6)官報公示そ の他の公布	官報公示に関する文書その 他の公布に関する文書（一 の項ト）	20 年	・官報 ・公布裁可 書（御署名 原本）			(6)官報公示そ の他の公布	官報公示に関する文書その 他の公布に関する文書（一 の項ト）	20 年	・官報の <u>写 し</u> ・公布裁可 書（御署名 原本）
		(7) (略)						(7) (同左)			
4	省令その 他の規則 の制定又 は改廃及 びその経 緯	(1)～(3) (略)				4	省令その 他の規則 の制定又 は改廃及 びその経 緯	(1)～(3) (同左)			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一 の項ト）	20 年	・官報			(4)官報公示	官報公示に関する文書（一 の項ト）	20 年	・官報の <u>写 し</u>
		(5) (略)						(5) (同左)			
5～13 (略)						5～13 (同左)					
その他の事項						その他の事項					
14	告示、訓 令及び通 達の制定 又は改廃 及びその 経緯	(1)告示の立案 の検討その他 の重要な経緯 （１の項から 13 の項までに 掲げるものを 除く。）	①～④ (略)	10 年	・官報	14	告示、訓 令及び通 達の制定 又は改廃 及びその 経緯	(1)告示の立案 の検討その他 の重要な経緯 （１の項から 13 の項までに 掲げるものを 除く。）	①～④ (同左)	10 年	・官報の <u>写 し</u>
		⑤官報公示に関する文書 （二十の項ハ）	(5)官報公示に関する文書 （二十の項ハ）								
		(2) (略)						(2) (同左)			

別 紙

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後		改 正 前	
15～28	(略)	15～28	(同左)
備考	(略)	備考	(同左)
別表第 2		(略)	
		(同左)	